

ヨークベニマル古川店の届出概要について
(法第6条第2項 変更)

- 1 届出者 株式会社ヨークベニマル
- 2 届出年月日 平成29年3月23日
- 3 店舗の名称 ヨークベニマル古川店
- 4 店舗設置者 株式会社ヨークベニマル
- 5 店舗所在地 大崎市古川駅東二丁目9番10号
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2, 279㎡ (変更後) 3, 145㎡
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 200台 (変更後) 150台 (指針値) 126台
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 80台 (変更後) 90台
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 205.2㎡ (変更後) 140㎡
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 34㎡
(変更後) 廃棄物等保管施設1 12㎡ 指針値 7.18㎡
廃棄物等保管施設2 3㎡ 指針値 2.55㎡
合計 15㎡
 - (6) 開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後10時まで
(変更後) 午前9時から午後11時まで
 - (7) 駐車場の利用時間帯
(変更前) 午前8時45分から午後10時15分まで
(変更後) 午前8時50分から午後11時10分まで
 - (8) 荷さばき可能時間帯
(変更前) 午前6時30分から午後8時30分まで
(変更後) 午前6時から午後10時まで
- 7 変更する年月日 平成29年11月24日
- 8 事務手続き等
 - ・公告年月日: 平成29年4月5日
 - ・縦覧期間: 公告の日から平成29年8月7日まで (公告の日から4か月間)
 - ・地元説明会: 平成29年5月12日
 - ・大規模小売店舗立地専門委員会: 平成29年7月28日

- ・市町村等からの意見書提出期限：平成29年8月7日（公告の日から4か月以内）
- ・県の意見の通知期限：平成29年11月23日

■変更に関するもの以外の事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場出入口の数 3箇所